

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第3号>

令和8年第2回沖縄県議会（6月定例会）

令和8年7月6日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 令和 8 年 7 月 6 日 月曜日
開 会 午前10時 1 分
散 会 午後 2 時17分

場 所

第 2 委員会室

議 題

- 1 甲第 2 号議案 令和 8 年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 2 乙第14号議案 工事請負契約について
- 3 乙第15号議案 工事請負契約について
- 4 乙第16号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 乙第17号議案 運転者負傷事故に関する和解等について
- 6 乙第18号議案 家屋損傷事故に関する和解等について
- 7 乙第20号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 8 乙第21号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 9 乙第22号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 10 乙第25号議案 損害賠償の額の決定について
- 11 乙第26号議案 損害賠償の額の決定について
- 12 請願令和 6 年第 6 号外 4 件及び陳情令和 6 年第72号の 4 外90件
- 13 閉会中継続審査・調査について
- 14 視察・調査について

出席委員

委 員 長	仲 里 全 孝
副 委 員 長	糸 数 昌 洋
委 員	喜屋武 力
委 員	下 地 康 教
委 員	又 吉 清 義
委 員	中 川 京 貴
委 員	山 内 末 子
委 員	新 垣 光 栄
委 員	當 間 盛 夫
委 員	比 嘉 瑞 己
委 員	瑞慶覧 長 風

欠 席 委 員

なし

説明した者の職・氏名

環境部長	桑 江 隆
環境保全課基地環境対策監	嘉 数 江美子
環境整備課長	與那嶺 正 人
自然保護課長	與 儀 喜 真
保健医療介護部薬務生活衛生課班長	喜友名 康 幸
土木建築部海岸防災課班長	瑞慶山 良 延
企業局長	宮 城 力
総務課長	仲宗根 英 之
配水管理課危機管理室長	福 元 淳
建設課長	平 田 聡
警察本部生活安全部生活保安課長	川 満 敦 史

○仲里全孝委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、環境部長、企業局長外関係部局長等の出席を求めています。

まず初めに、甲第2号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の議案3件を一括議題といたします。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

宮城力企業局長。

○宮城力企業局長 委員の皆様、おはようございます。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、提出議案の説明の前に、今回の損害賠償の発生に至りました工事請負契約の解除について、その経緯等について御説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

資料中の赤太線で示しております東系列導水路トンネル対策工事の実施に当たっては、トンネルを断水する必要があることから、トンネルを流れる北部ダム水を青線及びオレンジ線で示しております西系列及び中系列導水管の2系統へ迂回させ、工事を実施しております。

令和7年11月24日に発生した中系列導水管破損事故に当たっては、大規模断水を回避するため、施工中でありました東系列導水路トンネル内の4件の工事を中断し、当該トンネル内への緊急通水により、水の運用を再開いたしました。

その後、水運用上の制約から、当面の間、工事の再開は困難であると判断し、受注者と協議の上、工事請負契約を解除したものであります。

それでは、提出議案について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

乙第25号議案損害賠償の額の決定については、議案の概要欄に記載のとおり、中系列導水管破損事故に伴う東系列導水路トンネル対策工事、図の①、③、④に係る契約解除により損害を与えた件として損害賠償額4661万9285円について議決を求めるものであります。

損害賠償額の決定に当たっては、説明欄2に記載のとおり、受注者の見積書に対し公共単価等との照合を行うなど、その内容及び金額の妥当性を確認の上算定しております。

損害賠償の額を定めるに当たっては、地方自治法第96条第1項、並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により、議会の議決が必要となっております。

3ページをお願いいたします。

乙第26号議案の概要については、先ほど御説明した乙第25号議案と同様の事案として、図の②の工事に係る損害賠償額1824万円について議会の議決を求めるものであります。

なお、本議案については、説明欄の2の(2)、(3)に記載のとおり、損害賠償の対象となる費用のうち、額が確定している人件費について先行して、損害賠償額を支払うものであり、人件費を除く仮設材に対する損害賠償額については、受注者と協議が整った後に提案したいと考えております。

4ページをお願いいたします。

甲第2号議案水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、御説明いたしました2つの議案に係る損害賠償額を計上するものです。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、どの議案に対する質疑であるのか、議案番号を申し述べてから、質疑を行うようお願い申し上げます。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 おはようございます。

もう少し説明していただきたいんですが、この流れなんですけど、11月24日にこの導水管の破裂がおきまして、それから12月、1月、2月、3月と続く中で当初11月定例会でしたか、導水管トンネル工事もする中でこれを一時、止めないといけないということで、やはり各委員からも損害賠償については少し不安の声があったかと思うんですが、これが最終的に損害賠償が発生すると決まった時期はいつ頃なんですか。もうあれから半年以上も過ぎているんですが。

○平田聡建設課長 お答えします。

土木環境委員会の時点では、まだ損害賠償の申し出はなかったんですけども、最終的に損害賠償等の見積りの提出があったのは3月19日になっております。

○又吉清義委員 申出があったということは、要するに先方から申出があった。どういうふうにして先方から申出があったわけですか。

例えば工事期間は、12月、1月、2月の3か月なんですが、工事は11月に一旦止める。そうしたら、12月、1月、2月は工事はしてなくて、申出が3月にあったということで、工事が終わったけど申出があった。これはどのような関係になりますか。

○平田聡建設課長 まず、12月15日の土木環境委員会の時点では損害賠償の申出はなかったんですけども、令和8年1月14日のほうで1件、合意書によって契約を解除しております。

3件の工事については1月30日に契約を解除しております。

その後、3月19日に損害賠償の見積書が提出されたという形になっております。

○又吉清義委員 要するに契約の解除というのはもう工事ができないと。そういうことで県のほうから申し入れたのかなと思いますが、それとも受注する側ができなくてそういうふうにできませんとなったのか。

その辺のいきさつは、どのような感じに進んでおりましたか。

○平田聡建設課長 11月24日に中系列導水管の破損事故が発生しております。その段階では受注者のほうもまだ契約中で後片づけなどを行っていきまして、損害の項目とか、損害の額の整理がまだできていない状態でした。

企業局と協議して損害について額が決定したのが1月14日で契約解除、3件については1月30日に契約解除して、その後に見積書が出されたという形になっています。

○又吉清義委員 ちょっと少し意味が分かりません。1月14日に契約ができないと、ですからなぜ契約ができなくなったんですか。

11月24日に導水管は破損事故が発生します。これをするために、この導水

管トンネル工事をするわけじゃ——できないと、できないから皆さんとして契約を解除するしかないよねということに至って契約解除に至ったのか。先方がこの短期間では、今から機械を搬入してどうのこうのできないから解除になるのか。その辺はどういう流れになっていますか。いまいちちょっと見えないんですが。

○平田聡建設課長 11月24日の中系列導水管の破損事故によって一時中止したんですけども、中系列導水管の補修とか今後の再開についての期間が長期化する可能性があるということで、企業局のほうで工事は打切りという判断をしまして、後片づけ等を行ったという形になります。

最終的に損害の項目とか、損害の額を受注者のほうで整理をしまして、企業局と契約を正式に解除したのが1件は1月14日、3件は1月30日という形になっております。

○又吉清義委員 すみません。ちょっと見えてないんですが。要するに導水管の破損事故があって、機械も全部入れてあるんだけど工事ができないと。皆さんがこれは待てと、止められたおかげで、次またやっていいですよという期間から工事をしようとしても、また機械の搬入もしないといけなと。そこで機械の搬入をするにしても工事期間がないと。

ですから工事をするよりは、例えば企業局のほうで今回はなしにしようという経緯に至ったのか。先方が、いやいやもう契約しても工事ができないから自分たちはしませんよと、自ら契約を破棄したのか。この流れがどうなっていますか、いまいち見えてこないんですが。

○宮城力企業局長 導水路トンネル工事をやるときには、このトンネル内の水を止めて水が流れないようにして資材とかを全部トンネル内に入れて工事をしておりました。ところが中系が破損した、西系も一時期使えなかったというところもあって、急ぎ東系列の導水トンネルの水をまた改めて入れないといけない。中に資機材とかがありました、急ぎ撤収させて水をまた通しました。中系と西系、すぐにまた使えるかというと、中系は断面の面積が大きくてすぐには再開はできない。また同じようなことが起きるかもしれないということで、東の導水トンネルの工事はせずに、導水トンネルからも水を流し続けないと中南部の水需要は賄えないということで、しばらくこの期間はトンネル内を断水することはできないだろうという判断で、事故発生後の3日後に受注者の本社に出向いて、これ以上の工事の再開はちょっと見込めないので契約の解除に向

けて話し合いをしましょうということで協議をした。いろいろ片づけとかもありましたので、最終的に書面での契約解除に至ったのが1月14日並びに1月30日となり、契約を解除しました。

その後、契約解除に伴ってどんな損害が生じたのかというのを事業者のほうでいろいろ精査して、我々のほうに提出されたのが3月19日。その後この金額が妥当かどうか、公共単価とのすり合わせ等々を行いまして、4月、1か月程度かかった上でこの損害賠償額で妥当ではないかと我々も判断して、今回6月議会に提案したという流れになります。

○又吉清義委員 非常に分かりやすいです。

当初、損害賠償は出ませんよといううわさを聞いた覚えがあるものですから。そのときはまだ出るかもしれない、出ないかもしれないけど、大方ちょっともう工事できないという状態になったんだなど。その辺はもう説明とお互いの感じ方のずれだったかなと思っておりませんが。なので、どうして出るのかと非常に不思議だったものですから。

それとあと1点、これは全部工事費の損害賠償等の保険で賄うのか、全て一般会計で賄うのかその予算はどういうふうになりますか。

○仲宗根英之総務課長 お答えします。

今回の損害賠償金に対応する特定財源というものはございませんで、現時点では、令和8年度水道事業会計収益的収支の収支差額のほうから捻出する予定となっております。

保険のほうは、今回適用はございません。

○宮城力企業局長 企業局で保険契約はしておりますけれども、今回、保険の適用の対象外にならないんじゃないかと考えておりますが、念のため該当するかどうかというのを今から保険会社と詰めます。

今、損害賠償額の前金としては、収益的収支、収支差額のほうから充当するという流れになります。

仮に保険の適用になるとなった場合には、一旦支払った後に保険金が入金されるという流れになります。

○又吉清義委員 ある程度分かりました。できるだけ適用ができれば最高ですので、また皆さんも努力していただきたいと思います。

ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 今、人件費のみの損害賠償となっていますけど、既に工事をする前に資材も何もかも入っていたと思うんですよ。

そういった資材関係とかはどういうふうにしたのか。そしてまた今物価高騰で物が上がっているところもあるんですね。止めたことによって次の資材を入れられなかったというのもあるって、今から資材を購入するといってももう上がっている段階ですから、そういったものも追加が出てくると思うんですが、そうするとまた共通仮設費とか、重機搬入費とかも新たに入れられないといけないものですから、そういったものも追加になってくるんじゃないかなって考えなんですがどうですか。

○平田聡建設課長 答えします。

仮設材については、トンネルに水を流しても影響のない照明とか、ケーブルとかについては買取りという形で損害賠償を払うことになっております。

乙第26号議案については、受注業者のほうと下請業者のほうでこの仮設材についてまだ調整が整っていないものですから、人件費については、もう確定できていますので、その分だけを今回の議案に上げている状態になっています。

○喜屋武力委員 工期がそれだけ遅れた分に関して、今、人員不足で相当ほかの現場に入れてしまっていて、そういった人たちを呼び戻すことにも大変苦労すると思うんですよ。そういった調整もやりながら、今後いつから再開することになっているんですか。

○平田聡建設課長 工事が再開することができないということだったので、工事についてはもう打ち切りにしております。

○喜屋武力委員 このトンネルはもう封鎖してしまうんですか。

3月から工事行行って、今それを進めているということですか。

○平田聡建設課長 工事は1月30日と1月14日に契約解除して終わっています。

その後に損害賠償の見積りが提出されている形になっています。

○喜屋武力委員　じゃ、残った損害賠償が発生するという金額は想定で幾らぐらい出そうですか。

○平田聡建設課長　26号議案のほうでは、まだ仮設材の調整がついていませんで、大体幾らぐらいかというのがちょっと想定していない状況です。

25号議案のほうは、3件の工事についての損害賠償は全部出されています。

26号議案については人件費のみ出されていて、仮設材については、受注業者のほうと下請業者のほうで協議しているんですけども、幾らぐらいかというのは、1000万か、2000万かちょっと分からないんですけども、それぐらいになるのではないかと考えています。

○喜屋武力委員　先ほども先輩からお話ありましたが、やはり保険で適用できるところは適用して、適切に処理して金額を小さくするような考えで行っていただけたらなという提案です。よろしくお願いします。

終わります。

○仲里全孝委員長　ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員　おはようございます。

まず確認ですけれども、この東系列の導水トンネルというのは、もう工事は完了しているという形ですか。

○平田聡建設課長　お答えします。

まだ全線完了はしていません。

○下地康教委員　それでは東系列の導水トンネルの機能というのは、100%ではないという理解ですか。

○宮城力企業局長　導水トンネルについては、復帰直後に竣工してもう50年以上経過している状況でございます。

あちこちちょっと古い状況なので、これを補強しないといけないということで、10年ほど前から1年のうちの3か月程度水を止めて、中の工事をしてき

たわけですけれども、今回、迂回させるルート的一方が遮断されておりますので、しばらくはこの東導水トンネルを使い続けたいといけない。

中身は水を断水したときに点検はしておりますて、危険な状態ではないというのを確認しておるんですが、あと数年、10年近くかけてこれを整備し続けていくという予定にしております。

今、全線、工事は無理なんですけど、上流3キロ地点ぐらいにバイパスのルートがありまして、そのバイパスを活用して水を迂回させれば、上流の3キロ程度は水を止めて工事することができますので、まずはこの3キロ地点の工事を今年度からまた行う予定にしておりますけれども、それより先、下流の部分は今回破損した中系の導水管の状況を見て、今後の方針を決めていくという予定にしております。

中系の劣化度調査、そして管の補強はどのような方法が妥当なのか、これは今年度、また調査を入れた上で東系列の導水トンネルの工事再開、いつからできるのか、どのようなスケジュールでやるのかというのを検討していきたいという状況でございます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員からトンネル工事に関する確認内容について説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

宮城力企業局長。

○宮城力企業局長 一年中というかずっと止めておくわけにはいなくて、冬場の3か月だけは水を止めてその間に西系と中系から迂回させて中南部の水を、それから中部の水源も活用して水需要を賄うための運用してきていました。通年ではなくて1年のうち3か月程度しか止められないということがあってこれまで工事をしてきたわけですけれども、今回中系の大きな破損がありましたので、中系の今後の動向を確認しないと、また3か月程度は止められないという状況でございます。

○下地康教委員 これまでの東系列の導水トンネルの改修工事というのは、今局長がおっしゃったように、その時期を見ながら工事をやってきたというところですよ。要するに年間の何か月間の中で止める場合は、その導水、給水機

能を中系と東系に負担をさせてきたと、それを今まで何回かやってきたという理解でよろしいですかね。

○宮城力企業局長 さようございます。

今後もしそうする予定だったんですが、今回事故があったので、今後については中系の取扱いをしっかりと対応するということを決めた後じゃないと、というところです。

○下地康教委員 これまで何回かそういう作業をしてきたと。しかしながら今回は中系の漏水が発生したと。これまでもやってきたんだけど、何回かやってきたんだけど、今回に限って漏水が発生したという理解でよろしいですか。

○宮城力企業局長 さようございます。

中系のほうが実は東系列導水路トンネルよりも古いという状況にございます。

ただし中系については、今までかつて漏水はあったんですが、ピンホール程度の少しの漏水だったというところもあって、また東系列の導水路トンネルがもし仮に止まれば中南部の水を賄うことができませんので、一番の大きな動脈ですので、これの補修を先にしてきたというところでございます。

○下地康教委員 そこですね、ポイントはね。要するに中系も西系も耐用年数に関しては非常に問題といたしますか、大分年数がたっていたというところをしっかりと検証もしながら、事前に管が破損をしないようにある程度改修工事もしながらやっていくということがこれから非常に大事なのかなと思っていますので、しっかりと賠償が起こらないような取組をしていただきたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、甲第2号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案に対する質疑を終

結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情令和6年第72号の4外26件を議題といたします。

ただいまの陳情について、環境部長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

桑江隆環境部長。

○桑江隆環境部長 それでは、環境部所管の陳情につきまして、資料1 土木環境委員会陳情説明資料により、御説明いたします。

お手元に表示されている画面の2ページから5ページを御覧ください。

環境部所管の陳情は、継続26件、新規1件、計27件となっております。

まず、継続審査となっております陳情につきまして、処理方針に変更があった主な箇所を説明いたします。

表示画面の21ページを御覧ください。

陳情令和6年第166号普天間飛行場内の環境調査（地下水等）に関する米軍への基地内立入り申請を求める陳情につきまして、変更箇所を説明いたします。

表示画面の22ページ及び23ページを御覧ください。

記の2につきまして、第3段落以降を「平成31年2月に行った立入り申請については、令和7年12月に防衛省から米側の回答が示され、調査の結果を日米双方が適切に評価することができる環境基準がないことや、米軍施設等が汚染源であることを示す科学的根拠が明確なサンプル調査のデータが不足していること等の理由により、不許可とされたところです。そのため、米側の不許可理由に対応した申請書を作成し、令和8年6月12日に普天間飛行場への立入り許可申請書を再度提出したところです。」に変更しております。

続きまして、表示画面の38ページを御覧ください。

陳情令和6年第200号米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出されている米軍ごみのうち「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」に対する処理状況の把握と適正処理の推進を求める陳情につきまして、説明いたします。

表示画面の39ページを御覧ください。

本陳情の処理方針は記の1から5までについて、前回まで陳情令和6年第79号の記の1、2及び3に同じとし、引用しておりましたが、この陳情が審査未了となったことに伴い、今回、当該陳情の処理方針の内容を改変せず再掲しております。

処理方針に変更はございませんので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、表示画面の40ページを御覧ください。

陳情令和6年第201号県が定めている第五期廃棄物処理計画における一般廃棄物の最終処分場の整備に対する県の考え方と土木環境委員会における県の職員の答弁との整合性の確保を求める陳情につきまして、説明いたします。

表示画面の41ページを御覧ください。

先ほどの例と同様に、本陳情の処理方針のうち記の1については、前回まで陳情令和6年第78号の記の1及び陳情令和6年第173号の記の1に同じとし、引用しておりましたが、これらの陳情が審査未了になったことに伴い、今回、当該陳情の処理方針の内容を改変せず再掲しております。

処理方針に変更はございませんので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、表示画面の66ページを御覧ください。

陳情第15号政府に対し米軍がP F A S汚染源を認めた事実の公表を求める陳情につきまして、説明いたします。

当該陳情につきましては、記の1、記の2とも保健医療介護部及び企業局と共管としており、今回、記の2で各部局ともに変更がありますので、説明いたします。

表示画面の67ページを御覧ください。

記の2の環境部の処理方針につきまして、第2段落以降を「米軍基地内への立入調査については、令和7年12月に防衛省から示された米側の不許可理由に対応した申請書を作成し、令和8年6月12日に普天間飛行場への立入り許可申請書を再度提出したところです。環境部としましては、引き続き関係部局と連携し、立入調査の実現に努めてまいります。」に変更しております。

続きまして、保健医療介護部及び企業局の各部局から説明いたします。

○喜友名康幸薬務生活衛生課班長 記の2の保健医療介護部の処理方針につきまして、第2段落以降を「そのため、防衛省から示された米側の不許可理由に対応した申請書を作成し、令和8年6月12日にキャンプ・ハンセンへの立入り許可申請書を再度提出したところです。保健医療介護部としましては、引き続き関係部局と連携し、立入調査の実現に努めてまいります。」に変更してお

ります。

以上です。

○福元淳配水管理課危機管理室長 記の2の企業局の処理方針につきまして、第2段落以降を「そのため、企業局では、再度の立入り申請に向け、関係部局と連携し、米側からの不許可理由に答える形で申請書を作成し、令和8年6月12日に嘉手納基地への立入り許可申請書を提出したところです。企業局としては、引き続き関係部局と連携し、立入調査の実現に努めてまいります。」に変更しております。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理方針を説明いたします。

表示画面の69ページを御覧ください。

陳情第47号の4 令和8年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

当該陳情の記の7につきましては、土木建築部と共管としております。

記の7の環境部の処理方針につきまして、陳情令和6年第72号の4の記の1（2）に同じとしております。

続きまして、土木建築部から説明いたします。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 記の7の土木建築部の処理方針につきまして、陳情令和6年第72号の4の記の1（2）に同じとしております。

○桑江隆環境部長 以上、環境部関連の陳情について、処理方針を説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 これで環境部長等の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、陳情番号を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 陳情書の55ページ、闘鶏についてお聞きしたいと思います。

陳情令和7年第108号闘鶏の禁止条例の制定を求める陳情ですが、今回糸数昌洋議員が代表質問で取り上げておりましたが、改めて最初に聞きたいんですけども、環境部に寄せられる闘鶏の相談件数についてまず教えてください。

○與儀喜真自然保護課長 お答えします。

動物愛護管理センターでは令和7年10月から闘鶏について寄せられた苦情件数を集計しており、令和7年10月から令和8年3月31日の間に寄せられた苦情相談件数は7件であります。

○比嘉瑞己委員 これは窓口での相談件数ですか、電話の相談件数というのは別であるのでしょうか。

○與儀喜真自然保護課長 窓口と電話合わせて7件になっております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

それで闘鶏、この間この委員会で何度か議論してきましたけれども、県民的にもあるらしいということは聞いているけれども、実態がなかなか出てこないということがありました。

また、県民が相談する際にセンターに相談するケース、後で質問しますが、県警に相談するケースがあります。そうした場合に行政の対応がこれまでなかなか難しかったと思うんですけど、それで環境省が動物虐待に関する対応ガイドラインをつくったという経緯があります。環境部にお聞きしますが、このガイドラインの役割、目的は何ですか。

○與儀喜真自然保護課長 お答えします。

動物虐待等に関する対応ガイドラインのほうは、主に地方自治体の動物愛護管理担当職員の活用を想定しておりまして、虐待を受けるおそれがある事態や動物虐待等事案を地方自治体等が探知した際に、現場において円滑な対応を行う上で必要となる基本的な考え方、基礎的な知識、それらを踏まえた対応の流れなどを整理し、現場で適切な対応を取るための一助となることを目的としております。

○比嘉瑞己委員 それでこういった通報があった場合、これまでこれが動物虐待に該当するか否か判断することが難しく、また、通報を受けた後に行政が取るべき対応についても、これまでは体系的な整理がなされていなかった。だからこのガイドラインに示されるような対応があるんですよってことでつくられたと思います。

皆さん、去年10月から通報件数も数えるようになったというところで少し進んだんですけれども。それでこのガイドラインでは県民から相談が来た場合、動物虐待の事案の可能性が高ければ速やかに警察に相談、情報提供等を行うと書かれています。センターから県警への情報提供数はどうなっていますか。

○與儀喜真自然保護課長 お答えします。

令和7年度における闘鶏に関する苦情相談につきましては、相談者から動物愛護管理センターへの相談の時点で、既に県警へも情報提供を済ませてあるといったことなどが理由にありまして、センターから県警への情報提供という形では行っていないところです。

○比嘉瑞己委員 確認ですけれども、その通報者は県警に通報していて、センターにも同じように通報したという話ですか。

○與儀喜真自然保護課長 そのとおりです。

○比嘉瑞己委員 これは、結果的には一緒かもしれないんですけれども、やはり県のほうから通報するということが大切だと思うんです。より専門的な立場から県警にこういったことが言えるということも、やはりそういった連携を取るの大切だと思います。

それでガイドラインでは、環境部の権限として報告聴取、立入調査、これは事態を把握するために重要な手段であると書かれています。この報告聴取というのは、虐待事案が懸念される相手に対してどういったことか説明を求めるという意味ですよ。立入調査、実際に現場に行って立入調査をする権限も皆さんは持っている。これまで県はそういった実績はありますか。

○與儀喜真自然保護課長 お答えします。

令和7年度に動物愛護管理センターが県警と協働する形で闘鶏関連の立入検査を1件実施しております。

なお、立入検査の際に必要な状況の把握、対応等を行ったことがありまして、報告聴取のほうは行っておりません。

○比嘉瑞己委員 もう一つ、こういった立入調査も踏まえて行政指導である勧告だったり、あるいは行政処分である命令、こういったまた一段高い措置もあるわけなんですけれども、この実績はありますか。

○與儀喜真自然保護課長 令和7年度には勧告と命令は行っておりません。

○比嘉瑞己委員 またさらに、これはゼロだからないかとは思いますが、一応確認のために聞きます。告発も視野に入れて県警と事前相談することが望ましいとガイドラインには書かれています。こういったことはやっているか。

○與儀喜真自然保護課長 令和7年度は動物愛護管理センターが県警と協働するという形で闘鶏関連の立入検査は行いましたが、現時点でその件などについて告発を視野に入れた県警への相談実績はありません。

○比嘉瑞己委員 部長も聞いていてほしいんですけれども、今回立入調査1件あったというのは、これまでなかった中身だと思います。その上で行政指導、勧告とか命令をやる、それでも直らない場合、告発というのが視野に入ってくると思うんですよ。

やはり皆さん、立入調査をしてこれは虐待の疑いがあるなというときには、ちゃんと自信を持って皆さんの見識を持ってしっかりと行政指導をやるべきだと思います。

実際、その立入調査をして通報もあったわけですよ。あそこで闘鶏がやられている、それで立入調査した、で傷ついた鳥がいた。それでも皆さんは動物虐待と指導することはできないんですか。

○與儀喜真自然保護課長 この立入の際の状況につきましてですが、令和8年2月18日に県警からの要請がありまして、動物愛護管理センター、うるま市と県警の三者合同で闘鶏場と思われるところへの立入調査を実施しております。

現場調査では闘鶏の行為そのものは確認されず、一部の鳥にくちばしの切断が見られたものの、健康状態等からは直ちに動物虐待罪を適用する明確な事実

の特定には至りませんでした。

しかしながら飼養者に対しては、闘鶏によりみだりに動物を傷つけた場合は動物虐待に該当する旨を明確に示し、今後の適正飼養に向けた厳格な指導のほうを行ったところであります。

○比嘉瑞己委員 くちばしが切られていることは皆さん確認しているわけですよ。これは明確な動物虐待じゃないんですか。

○與儀喜真自然保護課長 切断があったものの、そのことによって食事ができなくなって健康状態が悪くなっているといったような状況とかが確認されなかったということで、明確な事実の特定は至らなかったということで考えております。

○比嘉瑞己委員 健康状態ではなくて、切ることで体が苦痛を与えている、傷つけている、動物虐待だというのが普通の考え方じゃないですか。

○與儀喜真自然保護課長 闘鶏ということをさせるため以外の飼養管理の中でくちばしを切るという事例もあるということがありまして、そのどちらかの判断がつかないということがあったと聞いております。

○比嘉瑞己委員 飼養管理の中でくちばしを切るというのはどういう理由ですか。

○與儀喜真自然保護課長 餌を食べる際にほかの鳥などをつつく、お尻などをつつくという事例がある場合にそういった対応することがあるということだそうです。

○比嘉瑞己委員 県警からも相談があって一緒に駆けつけて現場を見たら闘鶏をする道具とかはあるわけですよ。傷ついている鳥もいる、くちばしも切られている鳥がいる、明確にこれは動物虐待だと疑われる事案じゃないんですか。それに対して皆さん、勧告もやっていないわけですよ。

これはもっと皆さん、ちゃんと専門の職員として毅然とした対応が必要だと思いませんか。

○桑江隆環境部長 お答えします。

今委員がおっしゃっている動物虐待等に関する対応ガイドライン。その中で2つの指導がありまして、1つは動物虐待にすぐに該当するようなもの、これがすぐに県警と一緒に行って虐待に対応するということで罰則等がかかるというようなところになってくると思います。

今ある事例については、おそれがあるというようなところになってくるかなと思いますけれども。そこにつきましては、やはり我々も闘鶏に関する指導の積み重ねというのが、これまで少なくてなかなかできなかったというようなところがありますので、こういう事例に当たったときにどういう対応をするのかというのは、もう少し環境部の中でも確認して、当たるような事例については、動物虐待がなくなるように対応していきたいというふうに考えています。

○比嘉瑞己委員 よろしくをお願いします。

県警にも質問したいと思います。先ほどは県民から県センターへの通報だったんですけれども、この闘鶏の、タウチーの県警への通報数についてお聞かせください。

○川満敦史生活保安課長 お答えします。

県警察で把握している闘鶏の通報件数については、令和7年中は7件、令和8年は5月末で8件であります。

以上です。

○比嘉瑞己委員 県警もこれまでは、通報そのものについて数は取っていなかったんですけれども、環境部と同じように去年から数え始めたというところの一つ前進だと思います。この通報に対して県警は現場確認をしているのでしょうか。

○川満敦史生活保安課長 お答えします。

県警察では、闘鶏の通報があれば、動物の愛護及び管理に関する法律違反や闘鶏賭博の立件を念頭に現場確認の上、県や市町村などと連携して対応しております。通報件数が現場確認の件数ということになります。

以上です。

○比嘉瑞己委員 今あった通報に関しては、ちゃんと現場確認をしているという理解でよろしいですか。

○川満敦史生活保安課長 そのとおりです。

○比嘉瑞己委員 先ほど環境部からは、県警から依頼があつて一緒に現場を確認したのは今年の2月ですか、この1件だけにとどまっているんですけども、通報があつた際にセンターと合同で同じように全て対応するべきではないんですか。

○川満敦史生活保安課長 警察では、闘鶏が犯罪に当たるかどうかについては、闘鶏の状況などの個別具体の事実関係に即して、法を所管する省庁や県に確認するなどして検討する必要があります。

警察では、闘鶏によりシャモが負傷したもののかなどをその状況を確認した上で、県への動物虐待の該当性の照会や獣医師による負傷状況の確認など、所要の捜査を踏まえて闘鶏による動物虐待の該当性を判断することとしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 その方針は素晴らしいと思うんですけど、それに基づいた対応というのはさっきの1件しかないわけですか。

なぜほかの14件も同じように虐待に当たりませんかということで獣医師だったり、そうした判断を仰ぐべきじゃないんですか。

○川満敦史生活保安課長 県警と動物愛護センターや市町村との間ではこれまでも動物虐待に関して様々な形で協力しております。

闘鶏開催の事前情報や闘鶏の通報がある場合は、シャモの保管委託を見据えてその都度、県警本部や各警察署から県動物愛護管理センターや保健所等に情報提供を行い連携を図っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ぜひ2月のときみたいに、ちゃんと立入調査を合同で一緒に行くっていう形をしっかりと取るべきだと思います。

それでこうやって皆さん調査も始まっているわけですけども、県警として闘鶏の検挙件数というのはありますか。

○川満敦史生活保安課長 お答えします。

闘鶏を対象とする動物の愛護及び管理に関する法律違反の検挙は、令和3年

から令和7年までは0件、令和8年は5月末で4件の検挙となっております。

なお、事件の詳細については答弁を差し控えさせていただきます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 これまでなかなか実態が分からなかった中で、皆さんやはり通報もちちゃんと数えて捜査もしていく中で4件検挙できたと。これは起訴はどうなったんですか。

○川満敦史生活保安課長 その事件の処分などについてはお答えする立場にありません。

以上です。

○比嘉瑞己委員 検察の話なので答えきれないということだと思うんですけども、こうやってやはりあるわけですよ。それでこの陳情にあるように闘鶏禁止条例が必要ではないかという声があります。

これは我々委員会としても一度はみんなで全会一致でこれつくるべきだと採択もした条例です。確かに県は、動物愛護管理条例をつくりましたけれども、やはり闘鶏が違法なんだよということがまだまだ県民に知られていないと思うんですよ。こういう闘鶏に特化した条例ができることによって、やはり県民の意識も変わるだろうし、県警だってこの条例に違反しているということでもっと踏み込んだ対応ができると思うんです。

部長いかがですか、この禁止条例、今一度皆さん考えるべきだと思うんですが。

○桑江隆環境部長 闘鶏に関して動物虐待に該当するようなものについては、動物愛護管理法、法律のほうがありますので、まずはその中で指導なり、取組を行っていくというようところが大事なのかなということで、今ポスターを作成するなり取り扱っているところなんですけれども、先ほど委員御指摘のありました指導のところ、まだ我々もその部分まで事例自体も少ないです。そこら辺をしっかりともう一度検討して、この虐待事例に当たるようなものについては、しっかりと対応できるような形で県警とも連携しながら対応していきたいと考えています。

○比嘉瑞己委員 こうやって事例も出てきているわけですから、検討を急いでほしいと思います。

今言った啓発のポスターなんですけれども、動物虐待駄目ですよってポスターは確かにあります。闘鶏が写っている写真のポスターも一部あります。だけどあれだけだとタウチーが本当に駄目なんだということは県民が理解できないと思うんですよ。せめてこのポスターの中でタウチーは駄目だよというところに特化したポスターは作れるんじゃないですか。

○與儀喜真自然保護課長 お答えします。

これまでもちょっと答えているところですが、闘鶏については動物愛護法の第44条、愛護動物殺傷罪や愛護動物虐待罪に該当し得るということで認識しておりまして、委員もお話いただいた虐待防止の啓発チラシのほうを作成しまして、闘鶏に伴う負傷への注意を促すイラストも盛り込んで普及啓発を図っておりますので、まずはこのチラシで普及啓発を図っていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 それでも止まらないから今提案をしていますので、ぜひ闘鶏に特化したポスターを作るべきだとこれは今回要望でとどめたいと思います。

あと1件、陳情聞かせてください。さっき変更とあったP F A Sについて、令和8年陳情第15号についてお聞きしたいと思います。

これまで県は立入調査を求めてきたけれども、実現していないと。それで国からその理由が示されて今回改めて申請を出したという話だったと思います。

県が出した申請書、こういった理由で国に対し立入調査を求めたのか、もっと詳しい説明をお願いします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

県では今年、令和8年6月12日に沖縄防衛局を通じて嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセンへのP F O S等に係る立入許可申請書を再提出しております。

この再申請書においては、昨年12月に米側が示した不許可理由というのがありましたので、その不許可理由の一つ一つに対応する形で申請書を作成しております。

米側の不許可理由の1つとして、米軍施設区域が汚染源であることを示す科学的根拠の明確なサンプル調査のデータ、これを示すことが必要とありました。

これに対して県は、以前から各種調査結果のデータを示してきたところなんですけれども、今回この申請書の中でも普天間飛行場に係る汚染源調査、結果

をはじめ米軍基地周辺で実施した各種水質調査の結果等を申請書に記載しております。

また、そのほかにも普天間飛行場においては、飲料水の水源ではないから不許可ということがありましたが、周辺湧水が水道水源でなくても、P F O S等の汚染により湧水の利用が制限されている状況は、地域住民に不安を与えて地域社会の福祉に大きな影響があることから、1973年日米合同委員会合意にある立入調査を要請する合理的理由に該当するものと考えそれらを記載しております。

県としては米側から示された不許可理由に対応する立入許可申請書を作成して、不許可とする理由は解消されたものと考えておりますので、今回の件の立入調査は認められるものと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

向こうが拒否する理由も理由になっていないという印象を受けますよね。この飲料水ではないから、そんなことで断れる筋合いではないと思います。

沖縄の文化にも関係する話ですので、国際的な視点でしっかりと求めているのだきたいと思います。

このサンプルデータがないから、だから調査を求めているのであって何か変な言い訳だなと思うんですけども、このサンプルデータのためにも中に入ってその水を取らせろということで、もっと踏み込んだ話ができるんじゃないんですか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 委員おっしゃるとおりで、今中に立ち入れないので周辺で調査をして蓋然性が高いというデータが出ております。ただ、汚染源の特定に関しては、やはり中に立ち入って調査をすることが必要と考えて、今回も立入りの申請を提出しているところでございます。

○比嘉瑞己委員 回答はいつ頃来る予定ですか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 回答については、いつ頃来るという案内は今のところありませんが、県としては早期に立入りを実現したいと考えておりますので、国に対しては米側にちゃんと調整をしていただいて早期に実現できるようにお願いしたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 やはりこれまでも県としては依頼をしているんですけど全くなしのつぶてできました。

今こうやって理由も示したわけですからきちっと向こうも答えるべきなんですけども、なかなか現実問題、今の段階だと来ていないわけですから、もっともっと県が積極的に働きかける必要があると思います。

さっきの再申請の中身も素晴らしいんですけども、さらにもっと説得力を持つ皆さんの根拠を持って求めていくべきだと思いますが、今後の取組について何か考えていることありますか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 普天間周辺の環境調査については、継続して実施することとしておりまして、さらに地下水脈とか、そういった内容ですとか、あとやはり今後の対策というのが必要になってくると思っておりますので、どういったふうに対策をしたらいいかというデータも示せるように調査を実施していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 最後部長に、こういった科学的な根拠はしっかりと示しているわけです。やはりこれは政治的な問題になっていると思うんですよ。

この真摯に対応していないというところを明らかにするため、部長のほうきちんと国に出向いてしっかりと要請していくことが必要だと思います。いかがですか。

○桑江隆環境部長 今回の立入許可申請を提出するに当たっては、国のほうも県に協力していきたいというようなことがありましたので、まず国のほうがしっかり米国側に、県の申請書のしっかりした理由も示していますので、それを説明していただくということが大事だと思っています。

委員がおっしゃった国への要請ということなんですけれども、これまでも不許可になった申請書に対する要請のほうも行っていますので、今後国に対しては立入申請に対してどうなっているかということをしつかり聞いていきたいと考えています。

○比嘉瑞己委員 終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 今、比嘉委員からありましたけれども、私も闘鶏の件を代表質問で取り上げましたけどちょっと時間の関係でほとんど再質問できなかったもので、少し確認だけさせてください。

1 つは、この動物の愛護及び管理に関する法律の中で、いわゆるタウチーを戦わせること闘鶏というものについては、これは認められていないと、禁止されているという理解でよろしいんですか。

○與儀喜真自然保護課長 闘鶏ということ、鳥を戦わせるということについては、禁止されているということではないと考えております。愛護動物をみだりに殺すまたは傷つけるという行為が動物愛護管理法上の規制がかかるものという事で考えております。

○糸数昌洋委員 みだりに外傷を生じさせることまたはそのおそれのある行為をさせること、させることって人がさせるわけですよね。人が鳥を戦わせるということについては、法律において懲役または罰則に処するとされているということからすると、法律の中で鳥を戦わせること自体は、これはもう禁止であるという理解でいいんじゃないですか。法律ではそこまで踏み込んでいないという、そういうことでいいんですか。

○與儀喜真自然保護課長 法律にありますこのみだりに、に当たるかどうかというところの判断がかってきますので、ここでよく言われているくちばしを切ったり、けづめというのを切ったりというような行為をなされていない闘鶏については禁止されているとまでは言えないと考えております。

○糸数昌洋委員 またはそのおそれのある行為をさせること、外傷が生じるかどうか分からないけれども、結果論じゃないですよね。おそれのある行為をさせるということは、その行為そのものに対してちょっとブレーキをかけているし、ストップをかけていると解釈される部分もあると思うんですけども。皆さんが言う結局けがするおそれが、けがしない場合もあるとか、みだりに外傷を生じさせないケースもあるとかそういうことではなくて、そもそもやはりそういうおそれのある行為そのものに歯止めをかけているということではないんですか。

○與儀喜真自然保護課長 お答えします。

闘鶏という行為に文化的、伝統的というところの今までやられてきたという

行為などもありますので、その正当な理由というものがあるかどうかということと、先ほど申しましたようなみだりに、という部分に該当するかというところの判断が、その都度生じるかと考えております。

○糸数昌洋委員 皆さんが闘鶏禁止条例をなかなか検討できないとされている部分は、法律の立てつけの問題ではなくて、そもそも闘鶏には文化的な要素があると。だから闘鶏そのものを禁止するということはできないんだということが、もう前提になっているわけですね。何か議論を聞いていてよく分からないんですよ。

○與儀喜真自然保護課長 まず闘鶏の話に関しましては、先ほどお話ししたように文化的、伝統的な部分があるかという正当性があるかというところと、みだりに傷つけていることがあるかというのは、それぞれ個別に判断されることになると思います。そもそも動物を傷つけるということに関しましては、動物愛護管理法の中で既に罰則も適用されるような行為として法律で定まっておりますので、それについて法律を運用していくということで、あえて条例をさらにつくるということは今考えていないというところになります。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から質疑の内容の趣旨について説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

與儀喜真自然保護課長。

○與儀喜真自然保護課長 闘鶏という行為自体は法律では禁止されていないということになります。

○糸数昌洋委員 法律で禁止されていないから条例で禁止というのはどうかという話な感じがするんですけども、例えば闘牛であるとか、ほかのものに比べて非常にヤミになっていますよね。

公で今、タウチーオーラセーしているのってほとんど見かけないというか、全く見かけなくなりましたよ。僕も田舎なので昔はどこでもやっていたんで、全く見かけないということは、賭博が絡んでやはりヤミでやっているという状況が。

これはもう県警も含めあらかじめ分かっている状況の中で、やはりこの根っこの賭博の部分もしっかり締めないといけない。実態上は賭博も絡んでヤミになっているから条例なりを制定して、しっかり禁止の方向に持っていかないと、これは動物虐待も含めて賭博のほうもしっかり把握できないんじゃないかと。

そういう意味で1つの条例をつくるというのは、ほかの5つの県ぐらいで条例つくっている事例を見ると、ほとんど戦後のごたごたする中で、娯楽もない中で賭博がバーッと流行って、その取締条例になっているんですよね。

ただども一方で、沖縄の中でまだそういう闘鶏で虐待も絡むような事案が実態上ある限りは、何らかの形でそれをしっかり歯止めをかけないといけないと、そういう趣旨で条例制定が求められていると思うんですよ。これはもう少し前向きに検討できないんですかね、法律論的な観点ではなくてね。

今言う本当に文化として闘鶏が成り立っているのかどうかということも検証すべきだと思うんですよ。これもほとんど成り立っていないんじゃないですか。

○桑江隆環境部長 まず環境部の所管する分野で言いますと動物の愛護に関する法律というのがありますので、その点で言いますと動愛法の中で既に罰則も適用されますし、そういうところで取締りをやっていくというようなところが大事なのかなと思っています。

先ほど来、比嘉委員のほうからも質問がありましたけれども、我々の指導状況というのがなかなかまだ積み重ねができていないというような状況がありましたので、そこの部分はしっかり実態を把握して動物虐待に関する部分については、動愛法の中でしっかり指導をしていきたいというふうに考えているところです。

○糸数昌洋委員 あと、この闘鶏で使われる鳥の飼育状況は把握されていますか。やはりそれ用に飼われている鳥がいるわけで、いろんな目的で闘鶏だけではないと思うんですけども。いわゆるタウチーと言われている鳥の飼育の状況。

○與儀喜真自然保護課長 家禽と言われる畜産のほうの部分でのそういう飼育状況の調査は行われていますけども、闘鶏に関してはそういう調査のほうは今されていないという状況です。

○**系数昌洋委員** やはりそれ用に飼われている実態があってそこから供給が行われていると、売買があったりしているという状況があると思うので、いわゆる闘鶏用の鳥の飼育状況の把握ということも調査したらどうでしょうか。

○**與儀喜真自然保護課長** 今、闘鶏を飼っている人に対して飼養状況調査というのが直接すぐできるかどうかというのがちょっとこちらでは分からないところがありますけども、虐待を疑われるおそれの事例についての通報等があった際には、先ほどもお話したような立入調査とかを行いますので、その際に状況を確認してその後の指導等につなげていくということにはなると思います。

○**系数昌洋委員** 急な話なので。やはり飼育の状況がどうなっているのかという実態把握も併せてやることでつながってくる部分があると思うので、できればお願いしたいと思います。

それと今回ずっとこういう形で陳情団体クックハウスさんから上がってきていますけど、虐待された鳥たちを保護しているということで様々な写真もこの委員会で見させてもらいましたけれども。この陳情団体さんからの聞き取りとか、それから保護された鳥の状況というのは御覧になられたことはありますか。

○**與儀喜真自然保護課長** 過去にそういう連絡があった際に、向こうへ自然保護課の職員が行ったという事例もあったと思うんですけども、すみません、私のほうはまだ行ったことはない状況です。

○**系数昌洋委員** ぜひ現場も見えていただきながら、どういう対策が取れるのかしっかり検討していただきたいと思います。

終わります。

○**仲里全孝委員長** ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 1つだけお願いいたします。

先ほど比嘉瑞己さんからございました66ページ、陳情第15号、P F O S のことについてです。今、不許可にしたことをしっかりと対応して改めて申請をしているということで、それを待っている状況だと思います。先ほど、もしかしたらすぐできるんじゃないかという、すごく何か簡単に考えているのかなと

いうふうに思っていて、この件につきましてはもう政治的なことがすごく動いているのかなという感じもいたします。

その上で米軍は昨年、キャンプ桑江の中の浄水場のP F O Sの基準値が高いということで、米軍は北谷町に水道水の供給を求めているわけなんですね。こちらはその汚染源がキャンプ地内であろう蓋然性が高いということですからその立入りを求めているのにもかかわらず、その立入りを拒否をしながら自分たちのところの汚染水については飲まないで、改めて我々沖縄県のほうに給水を求めるという、本当に言語道断のような対応をしております。

そのことを含めてやはり県民の皆さんたちの不安ですとか不満というのが募っているわけで、そのツケは、全部汚水除去の費用も沖縄県が出したり、そういうことがあるわけですから。そこをしっかりと強く強調しながら汚染源があるはずのキャンプ地内でも基準値が高いわけなんですから、それ一つ取っても汚染源はやはりキャンプ地の米軍基地内であろうということを強調しながら、もっと強めの、早目に——ずっと要請をされていて改めて要請が足りないという、項目が足りないということで今回しっかりとその項目に対応する形で出してはいると思いますけれど、そのことと、しっかりこの状況を勘案しながら強調しながらの対応というのが必要かと思います。その件について部長のほうから、こういった対応も含めてのことだと思いますから、その件について見解をまずお聞かせください。

○桑江隆環境部長 今回の立入許可申請につきましては、普天間、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンとそれぞれ3つの基地に対してそれぞれの理由を示す形で申請書を出しています。しっかり新しいデータも取り入れながらやっていますので、今回我々は申請に当たり、これまでの普天間でいいますと3年間のデータも示していますので、不許可理由に該当する部分は解消されたと思っていますので、立入りはやはり認められるものだと考えているところです。

○山内末子委員 その件につきましては防衛省のほうに——我々が今年1月でしたかね、要請に行ったときも政府のほうはなかなかそれを後押しするような答弁がなかったわけなんですよ。ですから米軍だけではなくて、政府に対して要請の協力的なバックアップを——ぜひ政府から米軍、米国のほうにお願いするという働きかけかけがとても大事だと思っていますので、項目はもう解消されたとして、その後の協力的な体制づくりということは、もちろん国会議員の皆さんたちやそういった政府関係者の皆さんたちへの働きかけをぜひお願いしたいと思います。

改めて最後をお願いいたします。

○桑江隆環境部長 今回の申請ではなくてこれまでの申請につきましても、国に対しては、国としての責任もあるということで要請してきています。また、今回の申請につきましても、できる限り協力していくというようなことがありましたので、しっかりこの辺も含めて国に対しては伝えて、立入りが実現できるようにということで取り組んでいきたいと考えています。

○山内末子委員 ありがとうございます。
頑張ってください。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 今の山内さんのものに関連してもう少し教えてもらいたいんですけど。例えばこの土壤汚染のP F O S・P F O Aこの環境基準に対する試験方法というのは、国際基準というか、日本基準というのはまだありませんでしたか、ありましたか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 土壤につきましては、環境基準というのはまだ設定はされておりませんで、基準とかというのはありません。
ただ、今おっしゃっていた測定方法については、暫定の測定方法ということが国から示されている状況です。

○又吉清義委員 ぜひその辺もお互い早くどうあるべきかというのをやらないとなかなか進まないんじゃないのかなということと、例えば皆さんも基地内に立ち入って水質であり、そういった土壤汚染調査をする場合に、具体的にどのような方法で土壤採取をするのか、どのような方法で取水をするのか、そこまでこの申請書には出しますか。

単に基地内に入って調査をさせてくれということだけなのか、その辺はどうなっていますか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 水質につきましては、まず普天間飛行場での話をちょっと思いたいと思うんですけども。普天間飛行場については、今まで基地の中の消火訓練施設ですとか、あと以前に格納庫からP F O S

等泡消火薬剤の漏えいがあったところ、あとポノールといって石灰岩の穴が空いているようなところで地下に表流水が流れ込んでいくようなところが汚染源である可能性が高いと考えておりまして、そういったところの近くの水質検査をしたいと考えております。

土壌についても、その周辺の土壌の表面ですとか、そういったところが高い濃度で出てこないかとか、あと浸透しておりますたらその深さの方面でも高い場所が出てくると思いますので、そういったところも調査したいと考えております。

具体的に調査のポイントとしては図にも示しておりまして、今回米側から不許可の理由というので、座標を示してくださいということがあったので、具体的にここら辺でやりたいですということで座標も示して申請書には記載しております。

○又吉清義委員 やはりそれは基地を運用する側、管理する側、お互い納得しないと。環境補足協定で可能ですよといっても、確かに厳しいというのを私も痛感しておりますが。その辺を本当に丁寧に詰めながらしないと、やはり一つ一つを精査していかないとかなり厳しいのかなと思う中で。

当初は泡消火剤ということで、この飛行場には全てあったわけですよ。それを長年使う中でちょっとこれはよくないよねってことになって改善に向かっているんですが、この飛行機のジェット燃料というのは泡消火剤ではないと消えないと、水かけて消えないとこれが最初のきっかけですから、本当にもう世界的に画期的な発明だったもんですから。皆さんの足元である、多分このP F O S・P F O Aは、下地島空港、宮古空港、八重山空港も全部まだまだあったかと思うんですが、その跡地等も皆さんどのように土壌に関しては調査をするのか、その辺をやった実績等ありますか、自分の足元は。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 環境部のほうで令和5年、6年度に全県的な調査ということで各市町村から1地点、2か年なので各市町村から2地点というところでは土壌調査は実施してはいるんですけれども、空港に関してということで特化してということでは調査を行っておりません。

○又吉清義委員 その辺もやはり自分の足元もお互い固めながらやったほうがまだ説得力もあるのかなと。土壌汚染に関しては御存じのとおり、たしか皆さん水質取り、こういうのは抜き取りで42か所でしたか、46か所でしたか、これを行っているんですが、そういうのもぜひ踏まえてやっていただきたいとお

願いたいことと、やはりこれはもう本当に粘らないとすぐできるもんじゃないですので、やはり根気よく、そしてまたもう一度。基地内の立入りに関しては、防衛省だけかと思っていたらそれより上の管轄、どうも外務省もあるみたいですよ。

外務省にも同じお願いをするという交渉は、私はやっているかどうかちょっと気になるんですが、その辺はどうでしょうか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 今回申請をするに当たっては、防衛局を通じて申請をしております。以前から立入申請について認めてもらえるようにということで、こういった外務省ですとかほかの省庁にも説明をして認められるようにということで要請等はしております。

○又吉清義委員 やはりこれは根気強くやる以外方法はないかと思います。お互い跡地利用についてしっかりと進めるためにも、私もこれは必要条件かなと思っておりますので、その辺粘り強く頑張ってもらいたいということは提言しておきます。

あと1点だけ、陳情令和6年第72号の4（2）、海岸漂着ごみについて再度確認させていただきたいんですが、ボランティアで集める中、この最終処分はほとんど県内に持ってきて、各離島はやっているのが現状だったかと思いますが、これはまず間違いないかどうかです。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

離島の状況に関する質問だと思うんですけども、宮古・八重山みたいに大きいところでは島内で処理しているんですけども、それより小さい市町村については、沖縄本島に運搬して産廃の処理業者とかに委託して処理するような形となっております。

以上です。

○又吉清義委員 特に小さい離島とかの運搬費、処理費用というのは、負担はどちらでしたか。この運搬費、処理費用の割合は。

○與那嶺正人環境整備課長 沖縄県では今、環境省の補助金を活用して海岸漂着ごみの対応をしているところですけども、国の補助率が9割になっておりまして、市町村の負担は1割ということになっております。

その対象経費としては運搬費から処理費、また回収を委託する場合もそれも

全て含んで補助対象となっております。

以上です。

○又吉清義委員 9割あれば何とかいいのかな。やはり将来的には主に本島よりも離島に多く、実質的には漂着ごみが多い。そして、やはり離島の島民だけではなかなか完璧にはできないだろうと。しかし離島というのは大事にしないといけなし、非常に観光資源にもなっていると。そうなれば我々沖縄県としてももっと積極的に予算も増やして、従来どおりの予算じゃなくて各自治体の負担がないぐらいの思い切った政策をしないと、やはり離島に人が住めなくなる。離島で産業が成り立たなくなると人が住めなくなって、無人島になることによって、もうこれは直に国土問題に、国境問題につながっていくと。やはりその意識を持って皆さんも国に対する予算要求なり、県の体制の仕方もそこまで私は変えていくべきじゃないのかなと思いますが、いかがですか。そういった交渉の仕方、考え方等はまだ立っていないかと思いますが、この辺部長どうですか。

○桑江隆環境部長 現状から申し上げますと、離島の漂着ごみは約6割ということで多くなっているというようなところがあります。まず予算を確保するため国に要請を行ってきているところでありまして、併せて予算の配分につきましても、少し離島のほうを優先的にするように今やっているところであります。

今回の一般質問でもありましたように、これを産業にというような話もありましたけれども、ここら辺は少し我々だけの対応でもちょっと難しいところがありますので、いろいろ意見を聞いてできるだけ予算を確保できるように、まず環境部としては、離島から要望のある予算を確保できるように取り組んでいきたいと考えています。

○又吉清義委員 ぜひ思い切った政策をしないと、やはり今本島よりも離島にウミガメであり、いろんな自然の野生動物ですか、それも多いかと思うんですよ。そこで産卵をする、育てる、そういった循環する意味でも。

やはり漂着ごみ、プラスチック類はもうとてもじゃないけど手に負えない状態になってきたのも事実であると。であれば対応の仕方も従来どおりの対応じゃなくて、思い切ってこの政策もバージョンアップをする、そのぐらいレベルアップをしないと私は間に合うのかなと思います。ぜひその辺等を皆さん調査をしていただいて、やはり思い切った政策とかをぜひやっていただきたいと

ということでお願いしたいです。どうですか部長、思い切って頑張ってみませんか。

○桑江隆環境部長 今思い切ってというようなお話がありますがけれども、すぐにどういったものかというのはなかなか思いつかないところではあるんですけども、まずは予算をしっかりと離島からの予算獲得はできるように頑張りたいと思っています。また、この思い切った施策については少しまたいろいろ情報収集をさせていただきたいと思っています。

○又吉清義委員 ありがとうございます。
以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 今の又吉委員の主張に全面的に共感をして私も海岸漂着ごみの対策について質疑をしたいと思います。

7 ページの陳情令和 6 年第 72 号の 4、離島振興協議会からの（2）番からいきます。

まず環境部の事業としては、国の補助金を活用し要望のあった市町村に交付しているということによろしいでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長 おっしゃるとおりで、県の土木、農林が使う分を分類するというのと、各市町村に配分を行うということです。

その中で特に離島市町村については、配分額を増やすように配慮しながら配分しているところです。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 これは基本的に手を挙げた自治体に補助金が交付されているということだと思うんですけど、対象の市町村数を伺います。

○與那嶺正人環境整備課長 我々としましては、海に面する市町村になるべく多く使っていただきたいので、市町村の担当課長会議があるとき等に呼びかけをしているところですけども、今、市町村数としては 23、それに那覇港管理組合が加わって 24 団体となっております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 環境部としては補助金交付後の市町村の取組や処置対策の課題についてまで把握されているのでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長 なるべく予算を早めに使って追加要望があれば出すようにということを促してはいるんですけども、現場の状況につきましては、市町村の回収の体制、処理の体制がそれぞれ異なりますので、各市町村にお任せしているという状況になっております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 そういった部分もしっかり、現場の課題は環境部としても把握しておく必要があるのかなと思っているので、これは協議して頑張りたいと思います。

土建部の海岸漂着物対策に係る事業についても記載されていますけれども、今環境部からも土木に対してもあるということでしたけれども、それぞれの財源は何か、お願いします。土建部のですね。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後 1 時20分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

瑞慶山良延海岸防災課班長。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 お答えします。

土木建築部の単独事業である海浜地域浄化対策費を活用しまして、市町村で実施する海岸清掃や地域の海岸清掃ボランティア活動等に対して支援し、市町村等に御協力いただいているところであります。

引き続き、予算確保に努めるとともに関係部局や各市町村と連携しながら海岸漂着物の対応に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 土建部の事業のそれぞれの財源は何かを、まず教えていただけますか。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 土木建築部の事業としまして、県の単独事業とあと環境部から分任された海岸漂着物地域対策事業費ということで2つの事業を行っております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 単独事業は一般財源ですか。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 そうです。

○瑞慶覧長風委員 分かりました。

県が直接海岸漂着物等対策の事業を実施しているのは土建部と農水部、ほかにありますか。

○與那嶺正人環境整備課長 海岸管理者につきましては、土木建築部と農林水産部の2つとなっております。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

14ページにも同じ海岸漂着物の陳情があると思うんですけれども、その中で県管理の海岸については、主体的に漂着物の収集・処分を行い、漂着ごみを島外へ搬出して処分する際の費用について支援することとありますけれども、今確認した県が実施している海岸清掃並びに漂着物回収事業の費用等の概要を伺いたいと思います。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

令和7年度の実績ベースですけれども、国費分で土木建築部が約5600万、農林水産部が約7000万、環境部のほうで発生抑制ということで普及啓発を行っているんですけれども、それが約1100万ということになっております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 土建部の単独事業も同じように教えていただけますか。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 土建部の単独事業の海浜地域浄化対策費につき

ましては、市町村で実施する海岸清掃等を地域の海岸清掃ボランティア活動に支援ということで行っていきまして、市町村のごみの処分費とかボランティア清掃にかかるごみ袋、手袋、そういうところで支援しております。

この単独事業の市町村への予算なんですけれども、全部で2810万となっております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ちょっと確認したいんですけれども。県単独でも市町村に委託というか、交付というかしているというふうに聞こえるんですけれども、県が直営で清掃している実績はないんですか。海岸管理者として。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 まず土建部のほうで直接行っているのは、環境部から分任された予算を活用しまして各地区で各海岸を清掃しております。

特にごみが多い海岸を重点的に、優先的に清掃しているということであります。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 土建部として直営でやっているのも基本的に国の財源を活用した環境部の事業でやっているということですね。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 そうです。

○瑞慶覧長風委員 その中の土建部管理でいいんですけれども、回収事業の海岸清掃並びにその実績について、北部、中部、南部、宮古、八重山それぞれの実施海岸等の箇所数と作業日数、また回収量についてどういったものになっているのか、教えていただけます。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 土木建築部のほうでごみを回収し処分したという実績なんですけれども、北・中・南部、宮古、八重山地区で729立方メートルの処分量があります。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 海岸数なんですけれども、令和7年度のものになります。

土建部が清掃した海岸につきましては、北部地区が5海岸、南部が1つで宮古島市が2海岸で石垣市が8つの海岸を行っております。

それにかかった日数と時間に関しては、まだそういうのをやっておりませんので、ちょっと報告はできないような状況です。

○瑞慶覧長風委員 今後分かれば教えていただければと思います。

県事業において行う場合の清掃、運搬、輸送はどういうふうに行われているのか。また先ほどありましたけど、焼却等の処理はどういうふうに実施しているのか教えていただけますか。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 土木建築部では業者のほうに委託しております、委託業者のほうで回収から処分まで行っております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 処分、焼却というのは基本的にどういったところで、どこなんでしょうか。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 すみません、手元に資料がないものですから、ちょっと答えるのが今はできないです。

○瑞慶覧長風委員 陳情者から主体的に県でしっかり対策してほしいとあるんですけれども、県もなかなか実態を把握されていないのかなという印象を受けますので、そういったところをしっかりと、もっと主体的にやっていただきたいなと思うんですけれども、ボランティア活動の支援という部分は、今どのように実施されているのかお願いいたします。

○與那嶺正人環境整備課長 海上保安庁のほうが事務局を務めます沖縄クリーンコーストネットワーク、略してOCCNという組織がありまして、そこでボランティア支援を行っている。そこで県も協働事務局としてお互い連携してボランティアの支援を行っているところです。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 具体的にどういった支援になりますでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長 ボランティアの呼びかけであったり、ゴミ袋の提供、ちょっと今年度から実施を終えてしまったんですけど、ボランティア証明書の発行も行っていたということになっております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 了解しました。

最後43ページ、陳情令和7年第15号で同じく竹富町議会から海岸漂着物対策について上がっています。広域的な複数の離島を抱えている竹富町ですけれども、この漂着物の回収から運搬、輸送、処理に至るまでどのような流れで実施されているか、またどのような課題があるのか教えていただけますか。

○與那嶺正人環境整備課長 竹富町ではボランティアの回収を主としてボランティアが回収したものを役場が引き取るというか、指定した運搬業者に委託して石垣市まで運んで産業廃棄物処理業者に処理してもらっているということになっております。やはり島が多数ありますので、その運搬にかかるコストとかそういったところで大変苦労しているということを伺っております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 そこで県の事業補助では輸送費用が対象外ということになっているわけですね、どういう状況なのでしょう。

○與那嶺正人環境整備課長 陳情が出てきた当初は、ふるさと納税を活用していたということを聞いていました。

竹富町のほうに、我々が活用している環境省の補助金は運搬から処理まで全て経費の対象になりますよということで、はっきりとした数字はあれですけど、400万程度だったのが1000万近くまで、陳情が出てきた以降は引き上げまして、そこで工面いただいて、今は運搬費も全て我々が持っている環境省の補助金で賄っていると伺っております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 この陳情に対する課題というのは、改善されているということですか。

○與那嶺正人環境整備課長 そのように考えております。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

であれば処理概要に記載していただけたら大変ありがたいと思うんですけど、その辺りお願いしたいと思います。

ちょっと細かく確認させていただきましたけれども、県の主体性として様々な課題というか、もっとできることはあるんじゃないかというのを又吉委員からも御指摘がありましたので、私からも求めますけれども、最後部長から総括的な御答弁いただければと思います。

○桑江隆環境部長 海岸漂着物対策については、まずは1点目、市町村からの要望額に対する費用が足りないところがやはり課題の一つかなと思っています。

あと離島市町村であればなかなか人が入れないような所といいますか、どこをやるかというようなところ、費用が足りませんので全部はできないところがありますので、そこらの実態をもう少し市町村のほうからも聞いて、どういう対策ができるかということ、今委員のほうから具体的な御質問がありましたので、具体的なところをもう少し確認して予算の範囲内にはなるかと思うんですけれども、できるところを改善していけるような対策を取っていきたいと考えています。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

雇用対策にもなるんじゃないかという部分で、もっと機動的な海岸漂着物回収等の対策についてぜひ考えていただきたいと思います。神奈川県先進事例も本会議で御紹介させていただいたんですけれども、そういったところを皆さんぜひ視察に行ったり、研究したりしていただければと思いますし、また県単の事業でももっと予算を拡充していくとか、様々な対策を取っていただければと思います。

最後をお願いいたします。

○桑江隆環境部長 神奈川県事例につきましては委員のほうから資料も提供いただいていますので、そこも参考にしながら。ただ神奈川県事例につきましては、やはり沖縄県、島嶼県ということで若干向こうの事例とは違うようなところもあるかと思いますので、他県の事例もほかの事例も情報収集などして沖縄県でできるような対策というのは、情報収集しながらやっていきたいと思っています。

○瑞慶覧長風委員 もちろん沖縄総延長2000キロを超える海岸を有するというで全く違う事情というのは理解していますし、一筋縄ではいかないというのも分かっていますけれども、だからこそ沖縄モデルを確立させていただけ

たらと思っています。細くなりました。ありがとうございました。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 県総延長2000キロ余りの海岸線なんですけど、その中にマングローブとか、テトラポッドとか、いろいろなものが置かれている岩礁地帯とか、そういったところはボランティアでは入っていけないんですよ。そういったところの漂着ごみの回収ですね。どういうふうに今後やろうと考えているのか。この公共事業の取組でこういったところのごみ回収もしようと考えがあるのか、これについてお聞かせください。

○與那嶺正人環境整備課長 基本的には先ほど土木建築部からあったように土木建築部も回収を行っていますけれども。市町村が行っているものにつきましてはボランティアでありますけれども、安全性の確保というところがやはり重要になりますので、無理した形で、奥まで入った形での回収というのはあまりお勧めしていないという状況であります。

以上です。

○喜屋武力委員 だから私が聞きたいのは、奥まで回収ができないのは、やはり公共事業のほうで業者に頼んでさせるべきじゃないかということです。

今後どういうふうに——やはり沖縄県をきれいにしたいのであれば——このテトラポッドの中、大変なごみなんですよ。

そういったごみも回収することでいろいろな生き物も生息もできるし、やはり子どもたちとか一般の人ではこの中のごみは取れないですよ、危なくて。

だから公共事業の一環として取り組んでやるべきじゃないかということについてどう思いますか。

○與那嶺正人環境整備課長 市町村の判断でそういったところをやっていたいくことになるかなと思っています。テトラポッドの間とかであれば、釣り人がごみを捨てたりとかそういったことも問題になると思いますので、普及啓発、そういったところにポイ捨てをしないようにという啓発も併せて行っていきたいと考えております。

以上です。

○喜屋武力委員 市町村の判断って言いますけど、海岸線は県の範疇じゃないですか。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 海岸の管理につきましては土木建築部が所管する海岸がありまして、その海岸清掃につきましては、地元市町村と調整しながら必要があれば県のほうで清掃をしていきたいなと考えております。

ただ、市町村から要望があれば、そういう場所に行って清掃するというような形で取り組んではおります。

以上です。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から質疑内容について海岸はどこの管理かが問われている旨の確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

瑞慶山良延海岸防災課班長。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 土木建築部の所管の場合であります。

○喜屋武力委員 土木建築部の所管ですよ。そういったところを市町村がどうのこうのじゃなくて、僕がこういったところに相当ごみがたまっているというのは、ちゃんと自分の目で確かめて本当に汚いなと思うところです。そういった岩礁地帯とか、マングローブとか、いろいろ生えている所とか人が入っていけない所がたくさんあるんですよ。

そういったところは、やはり土木建築部の公共事業の中に入れてやるべきじゃないですかと聞いています、どうですか。

○瑞慶山良延海岸防災課班長 繰り返しになるんですけども、やはり地元の市町村といろいろ意見を交換しながら、また要望、特にここの海岸を清掃していただきたいということがあれば、そういうところを話し合いながら取り組みたいと思います。

ただ、市町村は市町村で予算がございますので、市町村のほうでも一緒になって取り組んでいただけたらなと思っています。

以上です。

○喜屋武力委員 先ほど環境整備課長からあったんですが、釣り人とかがテトラポッドのところにゴミを捨てるっていうけど、あれは釣り人だけのものじゃないと思いますよ。流れてきた漂着ゴミも入っていきますよ。

釣り人のせいにするのもちょっとおかしいと思う。きれいにしておけば釣り人も捨てないと思いますよ。

ちゃんとかみを片付けてくださいと立看を立てて、沖縄県をきれいにしましょうとすれば、やはりこっちに海の生物もすむことになりますので、気をつけて考えていくべきじゃないですか。

○與那嶺正人環境整備課長 管理者の問題とか、市町村の担当とかいろいろありますけれども、連携しながら取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○喜屋武力委員 沖縄県のリーディング産業は海がメインですので、きれいにするんだったら徹底的にやっていきましょうよ、見えないところも。よろしくお願いします。

終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

議案及び請願等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序等について協議)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

乙第14号議案及び乙第15号議案工事請負契約について、乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第17号議案運転者負傷事故に関する和解等について、乙第18号議案家屋損傷事故に関する和解等について、乙第20号議案から乙第22号議案までの車両損傷事故に関する和解等について、乙第25号議案及び乙第26号議案の損害賠償の額の決定についての10件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで、乙第25号議案及び乙第26号議案の10件は可決されました。

次に、甲第2号議案令和8年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願等の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願令和6年第6号外4件及び陳情令和6年第72号の4外87件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願5件及び陳情88件と、ただいまお示ししました本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、視察・調査日程について協議した結果、視察先を北海道とすることで意見の一致を見た。）

○仲里全孝委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決する

こととし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程等の詳細な事項につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び請願等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 仲里全孝